

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 16 日現在

機関番号：82620

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：21700727

研究課題名(和文) 染織技法の分業化の展開に関する基礎的研究 技法書・絵画資料・実作品の分析を通して

研究課題名(英文) Fundamental Study on the Development of Distribution of Labor in Textile Technology:
Through an Analysis of Texts on Techniques, Paintings and Actual Works

研究代表者

菊池 理予 (KIKUCHI, RIYO)

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所・無形文化遺産部・研究員

研究者番号：40439162

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では従来の染織史研究を踏まえ、染織品がどのような技法を用い制作されてきたのか、その技法はどのように分業し継承されていたのか明らかにするための基本的な情報整理を行った。特に染織関連文献については網羅的に把握することを試みたが、内容を細かに精査し他の資料と関連させるには継続的な調査が必要といえる。それは、各々の技術の担い手や成果物の違いを考慮に入れながら記述を精査する必要があるからである。しかし、それらを解明する有効な視点に「分業」という生産体制があり、それが技術を解明する鍵であることは確かである。今後も本研究で集積したデータを利活用しながら、残された課題を引き続き検討していきたい。

研究成果の概要(英文)：In this research, information obtained in previous researches was studied fundamentally in order to elucidate such questions as what techniques are employed in manufacturing textiles and how labor related with such techniques is distributed and transmitted. Although attempt was made, particularly, to comprehensively cover documents related with textiles, it has become clear that continuous investigation is necessary to examine their contents closely and to make reference to other materials. This is because accounts in these documents need to be examined while taking into consideration such factors as the differences in the persons responsible for the skills and the finished products. In other words, elucidation of a system of production known as "division of labor" is indispensable in understanding the nature of textile techniques. The author will utilize data accumulated in this research to continue study of topics that have not yet been covered.

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：生活科学・生活科学一般

キーワード：日本染織史

1、 研究開始当初の背景

周知のように、染織技法は多岐に富み、今日までさまざまな発展を遂げてきた。技法・技術の伝承は、ある段階において廃れるものもあれば、後世にまで引き継がれたものもある。では、それらの技法は具体的にはどのように継承され、受け継がれてきたのであろうか。現在に受け継がれてきた有形文化財である染織品そのものは、それぞれの時代、それぞれの技法により制作されてきた。そして、これらの染織技法が、分業という基盤に支えられてきたことは確かであろう。染織における分業体制は現在まで引き継がれ、応仁の乱以降の染織産業の中心地であった京都の西陣だけでなく、結城紬や越後上布などの地方染織産業においても見られるものである。この分業化こそが、技法・技術の継承に大きく関わっている。なぜならば、染織品の制作には繊維から糸を紡ぐ技術、染める技術、織る技術、箔を摺る技術、刺繍の技術等、多くの工程があり、現存遺品を見る限り、専門的な技法・道具を用いることなくしては施すことのできない高度な技術が一領の作品の中に複数確認できるためである。これは染織品制作がそれぞれの工程の分業体制によって成っていたことの証左となる。仮に染織品が分業によって制作されていなかったとしたら、これだけ多彩な染織品は存在しなかったものと考えられる。また、絵画や彫刻等、一般に「美術」とされる作品が作者名を持つ一

方、染織品は制作者の名の残らない文化財である。それは、個人の作品ではなく、分業に支えられた多くの人々の手を経て制作されたためといえるのではないだろうか。

しかしながら、これまでの染織史研究は、作品を中心として、その伝来や施された技法の解明、また、意匠による文化史的意義を検討することに主眼が置かれてきた（註1）。また、染織史を考察する上では、実物資料はもちろんのこと、それを裏付ける資料として絵画資料を用いた研究も多く成されてきた。これら絵画資料は、実際の染織品の年代を考察する重要な資料として風俗画や肉筆浮世絵等に描かれた染織品の意匠や形状については特に関心が注がれてきた（註2）。

つまり、今日の染織史研究においては、染織品制作は分業の上で成り立っているということはたびたび言及されてはいるものの、それらを体系的に捉えた先行研究は見られないのである。その解明のために、本研究では染織に関連する文献資料と染織技術が描かれた絵画資料を援用することで、これらの実態的解明を目指したい。

一方、今日の日本の文化財を保護する根本の法律として、文化財保護法が挙げられる。同法には、芸能、民俗に加え工芸技術の保護を目的とする無形文化財という枠組みがある。この無形文化財を保護する法律は他の国では見られることのない、日本の文化政策の大きな特徴として位置づけられる。染織技法

に関して、例えば江戸小紋や友禅などが無形文化財として保護の対象となっており、あわせて、染織技法を支える道具類や原材料の制作についても、国の保護は広がってきている。

これら国の文化財保護政策がある一方、染織史研究そのものを概観してみるならば、「有形」文化財に重きを置いた研究が主流であったように思われる。それぞれのモノが、どのような過程を経て、どのような原材料や道具を用いて制作されているのか、その仕事の分担はどのようになされていたのか。モノそのものである「有形」文化財の生成を支える技法、すなわち「無形」文化財的要素の検討により、今日未だ不明な点も多い染織技法が、どれほど多くの過程と、制作時までに蓄積された多くの技法を踏むものなのか、その実態の解明につながるものと思われる。同時に、以上の問題意識は、これら染織技法が、各工程を担当する人々の独立した生計を担えるほどに、社会的分業の確立した産業であったのか等を明らかにすることにつながるなど、染織に関わるいくつかの枢要な問題点を浮かび上がらせる可能性を持つといえるのではないだろうか。

《参考文献》

註1：山辺知行等『日本の染織』、全9巻、中央公論社、1983年

註2：長崎巖『小袖からきものへ』、日本の美術 No.435、2002年

2、 研究の目的

本研究は染織品の様式の変遷や模様の流行に関する従来の染織史研究を踏まえ、中世以降、染織品がどのような技法を用い制作されてきたのか、また、その技法はどのように分業し継承されていったのかに焦点をあて研究を行うものである。そこで、絵画資料と文献資料の分析から、染織技法を復元的に考察することで、染織品の分業化の展開に関する基礎的研究を行い、現在まで語られてきた染織技法史そのものを再考する。加えて、文化財保護に際して染織技法の分業がいかなる影響を与えてきたかについても整理・検討を行う。

3、 研究の方法

先述のとおり、本研究では染織に関連する文献資料の収集と内容把握、絵画資料に見られる染織技術の情報整理を行いながら染織技法の分業化について考察を行う。

(1) 染織資料の文献の収集と内容把握

昭和55(1980)年、染織史家である後藤捷一は自身の米寿の記念として『日本染織文献総覧』をまとめた。同書は後藤が蒐集した室町期以降大正末期までの我が国染織に関する文献、並びにこの期間における染織関係漢籍の翻刻書、一枚刷り、染織見本帳、錦絵などの目録と解題であり、所収書の種類は、地誌、浮世草子、小袖模様雛形本、随筆、口伝

書、辞典、女子往来物などに分けられる。同書所収の資料は凌霄文庫として四国大学付属図書館に保管されているが、図書館に収められる以前に、これらの資料は散逸したと考えられ、現在では、すべての資料にあたることができない。そこで本研究では、手始めに同書に収められた資料の公刊、活字の状況、所蔵先の情報の整理を行うこととした。

(2) 絵画資料に見られる染織技術に関する情報整理

絵画資料の中から、染織に関わるものを制作している人物、商いの人物等を対象として抽出を行った。対象としたのは公刊されている鎌倉時代以降の日本の絵巻及び続日本の絵巻や、近世の洛中洛外図、職人歌合絵や職人尽絵などである。本研究では、これらの資料を技法別に整理を行った。

(3) 文化財保護に関わる染織技術の情報整理

文化財関連資料、工芸技術記録や現在までの文化財行政の保護措置の情報を整理することで染織技法の分業と文化財保護の関わりについて考察した。

4、 研究の成果

(1) 染織資料の文献の収集と内容把握の結果

本研究では手始めに『日本染織文献総覧』所収資料(522件)の公刊、活字の状況、所蔵先の情報の整理を行った。

当初は本研究期間でこれらの資料を悉皆的に調査することを試みたが、その資料情報量は3年間では到底網羅できるものではなかった。そのため今回は、江戸時代中期までの我が国染織に関する文献、並びにこの期間における染織関係漢籍の翻刻書について内容把握を行った。これらの記された内容について、作業を円滑に行うため、技法に関する記述(染法、織法、道具など)、職人に関する記述、模様に関する記述、特産品に関する記述、用い方に関する記述(有職故実、着装など)、メンテナンスに関する記述(洗濯方法など)に分類整理することとした。

内容を見ていくと、文献それぞれ種別や想定している読者層が異なるため、抽出した記述を連携させる作業は、十分に検討する必要がある。つまり、同一の語であっても、その意味は資料により異なる可能性があることも分かってきた。それは、分業体制が時代や各産地、技術の性質においても違いが見られることに因るものであろう。例えば、西陣の職人的な分業や、結城紬や久留米絁等に見られる家庭内における分業は同列に考えることは困難といえる。技術により原材料の供給先や道具の調達も異なっているといえる。

そこで、研究最終年度に特に注目したのが特産物に関する記述である。調査した資料のうち、名所図会の類や、諸国名産品を記している書物などはそれぞれの地域における染織関連商品(糸・生地など)が記され、それ

は原材料で流通することもあれば生地、仕立て後の状態のものも見られた。これらは、当時のわが国における染織技術の分布状況を考える好資料である。つまり、分業を考察するには、原材料の生産技術も視野に含んだ情報整理が不可欠だといえる。

江戸時代、享保期以降は幕府や諸藩による専売制度が盛んになり、それに関わる生産奨励が行われた。それは、各地の特産物に多大なる影響を与えたと考えられる。染織品に関する項目は、専売の対象として人々の経済活動に組み込まれていくこととなる。そこで、まずは江戸時代 17 世紀後半における特産物の記述から染織関連の項目を抜き出し、整理検討を行った。ここからは、染織に関わる特産物を生産する技術が、江戸時代 17 世紀後半の段階でいかなる土地根付いていたのかを明らかにすることができた。そして、その技術には原材料である糸や染料の生産技術、道具の制作技術に関するものもあり、それらが主要な織物産地や染物産地にもたらされる事で当代の染織品が制作された体制を仮定することもできた。また、これらの特産物は、その後、江戸時代 18 世紀に入ると換金物として生産が奨励され、結果的には各地の経済基盤となっていくことも明らかとなった。これらの成果は「染織技法の分業化に関する研究序説」『無形文化遺産報告第 8 号』(5、雑誌論文)としてまとめ、公開した。

(2)、絵画資料に見られる染織技術とは、

本研究では絵画資料の中から、鎌倉時代以降の日本の絵巻及び続日本の絵巻や、近世の洛中洛外図、職人歌合絵や職人尽絵なども対象とした。これらから抽出された図像は約 180 点に及ぶ。

これらを更に技法別に見てみると、機織や縫取師(繡師)、型付や絞り、紺屋、箔師、針師などに整理を行うことができた。

今後、文献の整理と連携しながら、使われている道具や技術そのものについても引き続き研究を行っていきたい。

(3)、文化財保護に関わる染織技術の情報整理。

本研究では染織技術の分業が現在の文化財保護にいかなる影響を与えてきたのかについても調査を進めてきた。

一人の職人が担う技術の範疇とはいかなる部分であるのか、文化財保護委員会で作成された工芸技術記録について「工芸技術記録に関する研究『江戸小紋技術記録』を通じて」『無形文化遺産部プロジェクト報告書 無形文化財の伝承に関する資料集』(5、雑誌論文)にて公表した。また、現在までの文化財行政の保護措置の情報を整理することで染織技法の分業と文化財保護のかかわりについて考察し、「我が国における工芸技術保護の歴史と現状」『無形文化遺産研究報告』第 5 号(5、雑誌論文)、「我が国における染織技術保護の現状と課題 わざを守り伝えるために―」『第 35 回文化財の保存と

修復に関する国際研究集会『染織技術の伝統と継承』(5、雑誌論文)にて公開した。

(4) 総括

本研究を通じて、我が国における17世紀後半における染織技術の分布状況についてと染織技術の分業が現在の文化財保護にいかなる影響を与えてきたのかについて考察を進めてきた。

当初は対象とした資料について網羅的に把握することを試みたが、対象とした資料内容の一つ一つの状況を細かに精査し、他の資料と関連させるには継続的な調査が必要といえる。それは、各々の技術の担い手が職人であるか、農業従事者であるか、また、主婦であるかなどの技術者の問題もあれば、成果物が租税物や商品、あるいは自家消費であるなど、様々な違いを考慮に入れながら記述を精査する必要があるからである。しかし、それらを解明する有効な視点に「分業」という生産体制があり、それが技術を解明する鍵であることは確かである。今後も本研究で集積したデータを利活用しながら、残された課題を引き続き検討していきたい。

5、 主な発表論文等

[雑誌論文] (計4件)

菊池 理予、染織技法の分業化に関する研究序説、無形文化遺産研究報告、東京文化財研究所、査読無、第7号、2014、 pp.1-21
http://www.tobunken.go.jp/~geino/geino_

[kagaku/kenkyu_hokoku08.html](http://www.tobunken.go.jp/~geino/geino_kagaku/kenkyu_hokoku08.html)

菊池 理予、我が国における染織技術保護の現状と課題 わざを守り伝えるために一、第35回文化財の保存と修復に関する国際研究集会『染織技術の伝統と継承』、東京文化財研究所 2012、 pp.45-57

http://www.tobunken.go.jp/~geino/pdf/sympo/11symposium_honbun_syuusei20130108.pdf

菊池 理予、我が国における工芸技術保護の歴史と現状、無形文化遺産研究報告、東京文化財研究所、査読無、第5号、東京文化財研究所、2011、 pp.1-15

http://www.tobunken.go.jp/~geino/pdf/kenkyu_hokoku05/kenkyu_hokoku05Kikuchi.pdf

菊池 理予「工芸技術記録に関する研究『江戸小紋技術記録』を通じて」無形文化遺産部プロジェクト報告書 無形文化財の伝承に関する資料集、東京文化財研究所、2011、 pp.41～58, 61～93

http://www.tobunken.go.jp/~geino/pdf/10densyou_report.pdf

[発表] (計1件)

菊池 理予 「日本における染織技術保護の現状と課題 - わざを守り伝えるために - 」第35回文化財の保存及び修復に関する国際研究集会 2011